

令和3年度

菊水地区まちづくり  
ネットワーク会議

定期総会議案書

日時 令和3年6月15日(火)

場所 菊水地区会館

# 次 第

## 1 議 題

### (1) 報告事項

報告第1号	令和2年度	事業報告	・・・・・・・・・・	1～17
報告第2号	令和2年度	収支決算報告	・・・・・・・・・・	18
		監査報告	・・・・・・・・・・	19

### (2) 議案

議案第1号	菊水地区まちづくりネットワーク会議会則改正	・・・・	20	
	菊水地区まちづくりネットワーク会議会則改正案	・・・・	21～24	
		新旧対照表	・・・・	25～31
議案第2号	令和3年度	事業計画（案）	・・・・・・・・・・	32～42
議案第3号	令和3年度	収支予算（案）	・・・・・・・・・・	43
議案第4号	役員の改選（案）		・・・・・・・・・・	44

## 参考資料

事業計画実施予定表

菊水地区まちづくりネットワーク会議会則

## 事業報告書

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議活動推進事業
2 目的	菊水地区まちづくりネットワーク会議の活動を推進するために、広報事業、安全安心事業、福祉事業及び環境文化事業を行った。
3 実施年月日 (実施期間)	令和2年4月1日～令和3年3月31日
4 場所	(機器整備事業にあたっては設置場所) 別紙「令和2年度事業報告書」のとおり
5 対象者	別紙「令和2年度事業報告書」のとおり
6 参加人員	(機器整備事業にあたっては、機器の利用予定人員) 別紙「令和2年度事業報告書」のとおり
7 事業内容	(機器整備事業にあたっては、導入機器の名称や前回助成を受けた年月等) 別紙「令和2年度事業報告書」のとおり
8 事業の成果	上記事業を実施することにより、菊水地区における地域住民のまちづくりへの機運を高めるとともに、地域の一体感の醸成を図ることができた。
9 その他	

# 事業報告書

部名 総務企画部

1 事業名	広報誌の発行
2 目的	菊水地区まちづくりネットワーク会議の活動状況並びに他地区の活動状況を広く地域住民に提供し情報の共有を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	コロナ禍により行事がほとんど中止となったことから発行せず。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 総務企画部

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議ホームページの運営
2 目的	ホームページを運営し、多忙のため地域活動にも参加できない現役世代の地域住民に対し、タイムリーに活動内容等を紹介していく。
3 実施年月日 (実施期間)	コロナ禍による行事の中止などにより定期的には更新等が出来なかったが、統計情報は更新した。
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	パソコン・スマホ所持者
6 参加人員	2名
7 事業内容	コロナ禍による行事の中止などにより定期的には更新等が出来なかったが、統計情報は更新した。
8 事業の成果	菊水地区の人口などの統計情報を提供できた。
9 その他	

# 事業報告書

部名 総務企画部

1 事業名	パソコン教室
2 目的	地域住民を対象に、案内文や表計算の作成、インターネットの検索技術を習得して頂き、地域活動にも主体的に参加、更には趣味の領域にも活用いただく。
3 実施年月日 (実施期間)	3月開催を予定していたが、コロナ禍により中止
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 総務企画部

1 事業名	菊水地区「親睦パークゴルフ大会」
2 目的	地域のパークゴルフ愛好者を一堂に会し、親睦と健康増進を目的に、コンペを開催する。
3 実施年月日 (実施期間)	9月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 安全・安心部

1 事業名	青色回転灯パトロールの実施
2 目的	連合町内会にて取り組み中の、通学路の見守りパトロール（青色パトロール）活動を継続的且つ確実に実施するため活動実績（報告書）により、実費を（ガソリン代）を支給する。
3 実施年月日 （実施期間）	担当連合町内会により、通学路コース、距離により適時実施。
4 場所	菊水地区4校の通学路
5 対象者	小中高生徒
6 参加人員	登録者16名、登録台数16台
7 事業内容	連合町内会ごとの年間計画によりパトロールを実施。
8 事業の成果	パトロール地域において、対象者が巻き込まれる交通事故等を未然に防止できた。
9 その他	



# 事業報告書

部名 安全・安心部

1 事業名	地域が一体となった、見守り活動の支援
2 目的	町内会はじめネットワーク構成団体で取り組み中の安全・安心活動に対し、必要な資機材の随時支援・支給を行います。(腕章、キャップ、チョッキ、青色回転灯、ステッカー等々)
3 実施年月日 (実施期間)	必要の都度
4 場所	菊水地区
5 対象者	菊水地区見守り活動者
6 参加人員	—
7 事業内容	構成団体(町内会、学校、PTA)が取り組む安全・安心活動について、必要な資材、機材等の購入支援を行った。
8 事業の成果	必要な資機材を支援できたことにより地区の見守り活動に貢献できた。
9 その他	

# 事業報告書

部名 安全・安心部

1 事業名	菊水地区「防災訓練」……地域の助け合い訓練
2 目的	突然の災害に対しても、各自がおちついて適切な行動・対応がとれるよう、繰り返し訓練により、身体で覚えておくことが重要。さらに、これらの技術が地域の助け合いに、結びつく。
3 実施年月日 (実施期間)	11月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 安全・安心部

1 事業名	安全・安心まちづくり総決起集会
2 目的	交通安全母の会や防犯パトロール等、地域で安全活動する様々な団体を一同に集め、「安全・安心まちづくり活動総決起集会」を開催し、防犯意識の高揚及び地域連帯感の強化を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	3月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 福祉部

1 事業名	お年寄りと子どもの交流会
2 目的	普段交流が少ない世代間においてゲームで競い合ったり子ども達によるステージ発表や幌東中学校合唱部の合唱などを楽しみ交流を深める。
3 実施年月日 (実施期間)	9月21～25日。
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	地域の老人クラブ やよい児童会館、東橋小ミニ児童館、上白石小ミニ児童館の児童 幌東中学校合唱部
6 参加人員	160名
7 事業内容	コロナ禍のため、従来のゲームや合唱などによる交流ができないことから、代替えとして、5つの老人クラブと児童会館児童や幌東中学校生徒が寄せ書きや記念品を交換した。
8 事業の成果	寄せ書きや記念品を交換することにより世代間の交流を深めることができた。
9 その他	

# 事業報告書

部名 福祉部

1 事業名	菊水地区雪中運動会
2 目的	雪遊びを楽しむことにより子どもたちの交流を深める。
3 実施年月日 (実施期間)	1月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 福祉部

1 事業名	子育てサロンの充実
2 目的	親子で集う憩いの場である子育てサロン「どんぐりころころ」を運営
3 実施年月日 (実施期間)	9月8日、10月13日、11月10日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	地域の幼児（零才から就学前）とご両親
6 参加人員	延べ75名
7 事業内容	おもちゃでの遊戯 絵本の読み聞かせ 子育ての先輩ママや地域の方との情報交換
8 事業の成果	コロナ禍により今年度は少ない回数であったが、子育て中の両親同志や地域住民との情報交換ができた。
9 その他	

# 事業報告書

部名 福祉部

1 事業名	菊水地区ドッチボール大会
2 目的	校区の垣根を越えた子どもどうしの交流や地域の皆さんの交流を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	9月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

# 事業報告書

部名 福祉部

1 事業名	百人一首大会
2 目的	菊水地区3児童会館の児童が集い、地域の協力を得ながら百人一首大会を行い、世代間交流や児童会館の活動を広く地域にPRする。
3 実施年月日 (実施期間)	2月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	



# 事業報告書

部名 環境・文化部

1 事業名	地域の環境美化の推進
2 目的	全市一斉清掃時の資機材を醸成することで町内美化や環境整備を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	通年
4 場所	菊水地区
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	清掃に従事する町内会に対して資材(透明ゴミ袋)を提供した。なお、今年度は、前年度までの在庫で対応できたので新たに資材を購入していない。
8 事業の成果	必要な資材を支援できたことにより地区の環境美化に役立った。
9 その他	

# 事業報告書

部名 環境・文化部

1 事業名	花で飾ろう運動
2 目的	各町内会にあるます花壇等を花で飾り町内美化や環境整備を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	5～11月
4 場所	菊水地区
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	花の苗や肥料などの関連資材購入を助成した。
8 事業の成果	必要な資材を支援できたことにより地区の環境美化に役立った。
9 その他	

# 事業報告書

部名 環境・文化部

1 事業名	菊水ふれあい音楽祭
2 目的	菊水地区で活動している音楽団体、個人や地域の小中高の音楽サークルの発表の場を提供し、地域の方々に生演奏を楽しんでもらう。
3 実施年月日 (実施期間)	10月に予定していたが、コロナ禍により中止。
4 場所	—
5 対象者	—
6 参加人員	—
7 事業内容	—
8 事業の成果	—
9 その他	

## 令和2年度 収入・支出 決算報告

令和3年3月31日 現在

## 1 収入の部

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
前年度繰越金	323,643	323,643	0	
札幌市 補助金	1,100,000	1,100,000	0	まちづくり活動助成金
菊水町内会連絡協議会・日赤特別助成金	40,000	0	▲ 40,000	市補助金対象外経費に対応
負担金	86,000	0	▲ 86,000	
雑収入	7	5	▲ 2	預金利息
合 計	1,549,650	1,423,648	▲ 126,002	

## 2 支出の部

科 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B-A)	説 明
会議費	50,000	92,775	42,775	総会、役員会等
事業費	1,319,000	809,863	▲ 509,137	
総務企画事業	334,000	161,000	▲ 173,000	・ 広報誌の発行 0 ・ 菊水地区ホームページの運営 7,084 ・ パソコン教室 (負担金 0円) 153,916 ・ パークゴルフ大会 (負担金 0円) 0
安全安心事業	285,000	313,120	28,120	・ 青色回転灯パトロールの充実 72,000 ・ 地域が一体となった見守り活動 241,120 ・ 防災訓練の実施 0 ・ 安全・安心まちづくり総決起集会開催 0
福祉事業	460,000	282,826	▲ 177,174	・ お年寄りと子どもの交流会 135,328 ・ 雪中運動会 0 ・ 子育てサロンの充実 147,498 ・ ドッジボール大会 0 ・ 百人一首 0
環境文化事業	240,000	52,917	▲ 187,083	・ 全町一斉清掃活動(歩こう会) 0 ・ 花で飾ろう運動 52,917 ・ 菊水ふれあい音楽祭 0
予備費	180,650	357,184	176,534	・ まちづくり活動助成金 返還金 156,904 ・ 備品保管用ロッカーワゴン 6,600 ・ パソコン、マウス等 193,680
合 計	1,549,650	1,259,822	▲ 289,828	

収入  
1,423,648

—

支出  
1,259,822

=

令和3年度への繰越金  
163,826

# 監 査 報 告 書

令和2年度における、まちづくりネットワーク会議の収支決算について、帳簿及び関係証書等を精査した結果、いずれも適正かつ正確に処理されていると認めましたので報告いたします。

令和3年4月26日

菊水地区まちづくりネットワーク会議

監査 松 本 英 利



監査 盛 永



菊水地区まちづくりネットワーク会議会則の改正(案) について

菊水地区まちづくりネットワーク会議会則の全部を改正する。

「菊水地区まちづくりネットワーク会議」会則改正(案)

平成19年3月6日 制 定  
平成23年6月20日 一部改正  
令和3年〇月〇日 全部改正

(名称)

第1条 この会議は、菊水地区まちづくりネットワーク会議(以下「本会議」という。)と称し、事務所を札幌市白石区菊水7条2丁目2番20号に置く。

(目的)

第2条 本会議は、菊水地区の住民や団体等が連携しながら、若い世代から高齢者までが安心して住み続けられる安心・安全・ふれあいのあるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の安全安心に関すること。
- (2) 地域の福祉に関すること。
- (3) 地域の環境に関すること。
- (4) 地域の文化活動に関すること。
- (5) その他まちづくりの推進に資する活動に関すること。

(組織)

第4条 本会議は本会議の目的に賛同する住民、地域住民組織、その他関係機関団体等をもって組織する。

(役員)

第5条 この会議に次の役員を置く。役員は総会において選任する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 部 長 2名(総務部長、事業部長)
- (5) 監 事 2名

(役員職務)

第6条 会長は、本会議を代表し、本会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときには職務を代行する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。

- 4 総務部長は、総務と会計を担当する。
- 5 事業部長は、事業の執行の責任にあたる。
- 6 事業部長は、事業の実施にあたり必要な人員を加えることができる。
- 7 監事は、次の業務を行う。
  - (1) 本会議の会計を監査すること。
  - (2) 前号において不正な事実を発見したときには、これを総会に報告すること。
  - (3) 前号の報告を行うために必要あるときは、総会の招集を請求すること。

#### (役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときには、理事会で補選し、当該役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

#### (役員解任)

第8条 本会議は役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。この場合において、本会議は総会の開催の日の7日前までに当該役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行いがあったとき。

#### (会議)

第9条 本会議の会議は、通常総会、臨時総会、理事会とする。

- 2 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 第6条第7項第3号の規定により監事から開催の請求があったとき。
  - (2) その他会長が必要と認めたとき。
- 4 会議の議長は、本会議の会長が務める。

#### (総会の招集)

第10条 総会は、会長が招集する。

- 2 前条第3項第1号の規定により請求があったときには、会長は、その請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催の7日前までに通知しなければならない。

#### (総会)

第11条 総会は、出席対象者(監事を除く)の過半数が出席しなければ開会することができない。



- 2 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。但し、緊急を要する事項についてはこの限りではない。
- 3 議長は、総会の議決に加わることができない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 本会議の会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 役員を選任及び解任に関する事。
- (3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関する事。
- (4) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (5) 会計処理規定の制定及び改廃に関する事。
- (6) 本会議の解散に関する事。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(理事会)

第14条 理事会は本会議の理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は議長を除く多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 理事会は、次の事項を議決する。
  - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事。
  - (2) 総会に付議すべき事項に関する事。
  - (3) 緊急に定める必要がある事項に関する事。

(会計)

第15条 本会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(資金)

第16条 本会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 札幌市からの助成金
- (2) 他団体からの助成金
- (3) 寄付金、その他

(収支予算)

第17条 本会議の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第18条 事務局は、毎事業年度終了後、各号に掲げる書類を作成し、通常総会の10日までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

(行政機関等の支援)

第19条 行政機関等は、本会議の要請により会議等に出席し、指導及び助言を行うことができる。

(事務局)

第20条 本会議は事務局を置く。

2 事務局長は、総務部長が指名する。

(細則)

第21条 実施要綱、実施要領、関係する諸規定、その他この規約に定めるもののほか、本会議の事務の運営上必要な細則は総務部長が別に定める。

(設立年月日)

第22条 本会議の設立年月日は、平成19年3月6日とする。

附則

- 1 この会則は、平成19年3月6日から施行する。
- 2 この会則は、平成23年6月20日から施行する
- 3 この会則は、令和3年〇月〇日から施行する。

「菊水地区まちづくりネットワーク会議」会則改正(案) 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(名称) 第1条 この会議は、菊水地区まちづくりネットワーク会議(以下「本会議」という。)と称し、事務所を札幌市白石区菊水7条2丁目2番20号に置く。</p> <p>(目的) 第2条 本会議は、菊水地区の住民や団体等が連携しながら、若い世代から高齢者までが安心して住み続けられる安心・安全・ふれあいのあるまちづくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会議は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 地域の安全安心に関すること。 (2) 地域の福祉に関すること。 (3) 地域の環境に関すること。 (4) 地域の文化活動に関すること。 (5) その他まちづくりの推進に資する活動に関すること。</p>	<p>(名称) 第1条 この会議は、菊水地区まちづくりネットワーク会議(以下「会議」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 この会議は、菊水地区のまちづくりの良き取り組みを継続しながら、子どもから大人までが安心して暮らせるまち、明るく子育てができるまち、住んでいながら地域内はもとより地域外の住民、団体とも連携しながら、自らが率先してまちづくりを行うことを目的とする。</p> <p>(構成委員) 第3条 この会議は菊水地区町内連絡協議会の区域を基本として、前条の目的に賛同する団体等の代表者をもって構成し、菊水地区連絡協議会会長が委嘱する。</p> <p>(事業) 第4条 この会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 本会議の総務・企画に関すること (2) 地域の安全安心の実践に関すること (3) 地域の福祉充実に関すること (4) 地域の環境美化・文化活動に関すること (5) 地域団体への情報活用に関すること</p>	

新	旧	備考
<p>(組織) 第4条 本会議は、本会議の目的に賛同する住民、地域住民組織、その他関係機関団体等を持って組織する。</p> <p>(役員) 第5条 この会議に次の役員を置く。役員は総会において選任する。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事 若干名 (4) 部長 2名(総務部長、事業部長) (5) 監事 2名</p> <p>(役員の職務) 第6条 会長は、本会議を代表し、本会議を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときには職務を代行する。</p> <p>3 理事は、会長及び副会長を補佐する。</p> <p>4 総務部長は、総務と会計を担当する。</p> <p>5 事業部長は、事業の執行の責任にあたる。</p> <p>6 事業部長は、事業の実施にあたり必要な人員を加えることができる。</p> <p>7 監事は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 本会議の会計を監査すること。 (2) 前号において不正な事実を発見したときには、これを総会に報告すること。 (3) 前号の報告を行うために必要あるときは、総会の招集を請求すること。</p>	<p>(役員) 第5条 この会議には次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 理事 若干名 (4) 事業部長 4名 (総務企画部長、安全安心部長、福祉部長、環境文化部長) (5) 監査 2名</p> <p>2 前項の役員は、構成委員の中から総会において選出する。</p> <p>(役員の職務) 第6条 役員は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 会長は、この会議を代表し会議を統括する。 (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときに職務を代行する。 (3) 理事は、会長及び副会長を補佐する。 (4) 事業部長は、担当する事業の執行の責任にあたる。 (5) 会議の会計は、総務企画部長が担当する。 (6) 監査は、会議の会計を監査する。</p>	

新	旧	備考
<p>(役員任期)</p> <p>第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。  2 役員に欠員が生じたときは、理事会で補選し、当該役員任期は前任者の残任期間とする。  3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。</p> <p>(役員解任)</p> <p>第8条 本会議は役員が次の各号のいずれかにかに該当するときは、総会の議決を経てその役員を解任することができる。この場合において、本会議は総会の開催の日の7日前までに当該役員に対し、その旨書面をもって通知し、かつ、議決を前に弁明の機会を与えらるものとする。  (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。  (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行いがあつたとき。</p> <p>(会議)</p> <p>第9条 本会議の会議は通常総会、臨時総会、理事会とする。  2 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。  3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。  (1) 第6条第7項第3号の規定により監事から開催の請求があつたとき。  (2) その他会長が必要と認められたとき。  4 会議の議長は本会議の会長が務める。</p>	<p>(役員任期)</p> <p>第7条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。  2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補選し当該役員任期は前任者の残任期間とする。  3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。</p> <p>(会議・事業会議)</p> <p>第8条 本会議の会議は総会、役員会、運営会議及び事業会議とする。  2 総会、役員会及び運営会議は会長が招集し、会長が議長となる。  3 総会は年1回開催し、その他の会議は必要に応じて開催する。  4 会長は、必要に応じて臨時総会を開くことができる。  5 運営会議の構成は、会長、副会長及び各事業部長とする。  6 事業会議は、必要のつと各事業部長が招集する。  7 会議は過半数の出席をもって成立し、その議決は多数決とする。</p>	

新	旧	備考
<p>(総会の招集)</p> <p>第10条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 前条第3項第1号及び第2号の規定により請求があつたときに、会長は、その請求のあつた日から30日以内に総会を招集しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催の7日前までに通知しなければならない。</p> <p>(総会)</p> <p>第11条 総会は、出席対象者(監事を除く)の過半数の出席がなければ開会することができない。</p> <p>2 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。但し緊急を要する事項についてはこの限りではない。</p> <p>3 議長は、総会の議決に加わることができない。</p> <p>4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(総会の審議事項)</p> <p>第12条 総会は次の事項を審議し、議決する。</p> <p>(1) 本会議の会則の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(2) 役員を選任及び解任に関すること。</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算の決定又は変更に関すること。</p> <p>(4) 事業報告及び収支決算に関すること。</p> <p>(5) 会計処理規定の制定及び改廃に関すること。</p> <p>(6) 本会議の解散に関すること。</p>	<p>(顧問及び相談役)</p> <p>第9条 本会議に顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。</p> <p>3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて会議に出席し意見を述べることができる。</p>	

新	旧	備考
<p>(総会の議事録)</p> <p>第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日時及び場所</li> <li>(2) 出席者</li> <li>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項</li> <li>(4) 議事の経過の概要及びその結果</li> <li>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</li> </ol> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。</p> <p>(理事会)</p> <p>第14条 理事会は本会議の理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、その議決は議長を除く多数決とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 理事会は、次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。</li> <li>(2) 総会に付議すべき事項に関すること。</li> <li>(3) 緊急に定める必要がある事項に関すること。</li> </ol> <p>(会計)</p> <p>第15条 本会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。</p>		

新	旧	考 備
<p>(資金) 第16条 本会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 札幌市からの助成金 (2) 他団体からの助成金 (3) 寄付金、その他</p> <p>(収支予算) 第17条 本会議の収支予算は、事務局が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。</p> <p>(監査等) 第18条 事務局は、毎事業年度終了後、各号に掲げる書類を作成し、通常総会の10日前までに幹事に提出してその監査を受けなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) 財産目録</p> <p>(行政機関等の支援) 第19条 行政機関等は、本会議の要請により会議等に出席し、指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(事務局) 第20条 本会議は事務局を置く。 2 事務局長は、総務部長が指名する。</p>	<p>(行政機関の支援) 第10条 行政機関等は、会議の要請によりこの事業会議等に出席し、指導及び助言を行うことができる。</p> <p>(予算) 第11条 この会議の収入予算は、交付金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>(会計年度) 第12条 この会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。但し、初年度については、この会議の発足日より翌年3月31日とする。</p>	



新	旧	備考
<p>(細則)  第21条 実施要綱、実施要領、関係する諸規定、その他この規約に定めるもののほか、本会議の事務の運営上必要な細則は総務部長が別に定める。</p> <p>第22条 本会議の設立年月日は19年3月6日とする。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この会則は、平成19年3月6日から施行する。</li> <li>2 この会則は、平成23年6月20日から施行する。</li> <li>3 この会則は、令和3年〇月〇日から施行する。</li> </ol>	<p>第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会において定める。</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本会則は、平成19年3月6日から施行する。</li> <li>2 本会則は、平成23年6月20日から施行する。</li> </ol>	

## 令和 3 年度事業計画（案）

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議活動推進事業	
2 目的	菊水地区まちづくりネットワーク会議の活動を推進するために、広報事業、安全・安心事業、福祉事業及び情報化推進事業等を行う。	
3 実施年月日 (実施期間)	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日	
4 場 所	別紙「事業計画」のとおり	
5 対象者	菊水地区に居住の方	
6 参加予定人員	パソコン教室	20名程度
	お年寄りと子どもの交流会	180名程度
	雪中運動会	200名程度
	子育てサロン運営	80名程度
	ふれあい音楽祭	200名程度
7 事業内容	別紙「事業計画」のとおり	
8 その他		

## 事業計画書

1 事業名	菊水地区まちづくりネットワーク会議ホームページの運営
2 目的	ホームページを開設し、多忙のため地域活動にも参加できない、現役世代の地域住民に対し、動画を活用し活動内容を紹介していく。
3 実施年月日 (実施期間)	毎月1回を目標に、コンテンツの編集・更新を行う。
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	PC、スマホ保持者
6 参加予定人員	2名～5名
7 事業内容	ホームページのコンテンツ（掲載情報・写真・動画）収集、更新、編集作業。
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	サーバー契約料：4,000円/年 ドメイン使用料：4,000円/年 ビデオ機器：110,000円
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	パソコン教室
2 目的	地域住民を対象に、案内文や表計算の作成、インターネットの検索技術を習得して頂き、地域活動にも主体的に参加、更には趣味の領域にも活用いただく。
3 実施年月日 (実施期間)	例年 12 月上旬
4 場 所	北海道情報専門学校
5 対象者	菊水地区住民
6 参加予定人員	定員 20 名 (18 名～22 名程度)
7 事業内容	前述の目的に対し、北海道情報専門学校の地域貢献活動の一環とする (教務部長より) ……との合意により、教室、教材、講師、カリキュラム、を用意していただく (3 日間)
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	テキスト代 (参加者負担) …550 円×20 人=11,000 円 案内チラシ (ポスター) ……約 4,000 円 (コピー代)
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	青色回転灯パトロールの実施
2 目的	連合町内会にて取り組み中の、通学路の見守りパトロール（青色パトロール）活動を継続的且つ確実に実施するため活動実績（報告書）により、実費を（ガソリン代）を支給する。
3 実施年月日 （実施期間）	担当連合町内会により、通学路のコース、距離により適時実施。
4 場所	菊水地区 4 校の通学路
5 対象者	小中高生徒
6 参加予定人員	登録者 16 名、登録台数 16 台
7 事業内容	連合町内会ごとの年間計画により実施。
8 支出予定額 （飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助）	ガソリン代・・・90,000 円 （1,500 円×1 台×12 月×5 連合町内会）
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	地域が一体となった、見守り活動の支援
2 目的	町内会始めネットワーク構成団体で取組み中の安全・安心活動に対し、必要な資機材の随時支援・支給を行います。(腕章、キャップ、チョッキ、青色回転灯、ステッカー等々)
3 実施年月日 (実施期間)	必要の都度
4 場所	菊水地区
5 対象者	菊水地区
6 参加予定人員	
7 事業内容	構成団体(町内会、地域団体、学校、PTA)が取り組む安全・安心活動について、必要な資材、機材等の購入支援を行います
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	資機材購入費：26,000円
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	お年寄りと子どもの交流会
2 目的	普段交流が少ない世代間においてゲームで競い合ったり子ども達によるステージ発表や幌東中学校合唱部の合唱などを楽しみ交流を深める。
3 実施年月日 (実施期間)	夏から秋のどこかで実施
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	地域の老人クラブ やよい児童会館、東橋小ミニ児童館、上白石小ミニ児童館の児童 幌東中学校生徒会役員及び合唱部
6 参加予定人員	180名
7 事業内容	ゲーム大会（お年寄りと子どもの混成チーム） 食事会 手作りコーナー、ステージ発表、合唱披露
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	参加記念品購入費：80,000円 謝礼：15,000円 会館使用料他：25,000円 食材費：40,000円（日赤特別助成金充当予定）
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	菊水地区雪中運動会
2 目的	雪遊びを楽しむことにより子どもたちの交流を深める。
3 実施年月日 (実施期間)	1月末に実施
4 場所	幌東小学校
5 対象者	東橋小、幌東小、上白石小生徒 付近の幼稚園や保育園
6 参加予定人員	200名
7 事業内容	幌東中学校生徒会役員創作のゲーム大会 イグルー制作などの雪遊び 食事提供
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	参加記念品購入費：30,000円 保険料：12,000円 謝礼他：28,000円
9 その他	



## 事業計画書

1 事業名	子育てサロンの充実
2 目的	親子で集う憩いの場である子育てサロン「どんぐりころころ」を運営
3 実施年月日 (実施期間)	毎月第二火曜日
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	地域の幼児（零才から就学前）とご両親
6 参加予定人員	延べ80名
7 事業内容	おもちゃでの遊戯 絵本の読み聞かせ 子育ての先輩ママや地域の方との情報交換
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	150,000円
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	地域の環境美化の推進
2 目的	全市一斉清掃時の資機材を醸成することで町内美化や環境整備を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	通年
4 場所	菊水地区
5 対象者	—
6 参加予定人員	—
7 事業内容	ごみ袋などの関連資材購入を助成する。
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、 その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	資材購入費：47,000円(1,000円×47町内会)
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	花で飾ろう運動
2 目的	各町内会にあるます花壇等を花で飾り町内美化や環境整備を図る。
3 実施年月日 (実施期間)	5～6月
4 場所	菊水地区
5 対象者	—
6 参加予定人員	—
7 事業内容	花の苗や肥料などの関連資材購入を助成する。
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	資材購入費：235,000円(5,000円×47町内会)
9 その他	

## 事業計画書

1 事業名	菊水ふれあい音楽祭
2 目的	菊水地区で活動している音楽団体、個人や地域の小中高の音楽サークルの発表の場を提供し、地域の方々に生演奏を楽しんでもらう。
3 実施年月日 (実施期間)	10月
4 場所	菊水地区会館
5 対象者	菊水地区住民
6 参加予定人員	200名
7 事業内容	出演者の演奏披露
8 支出予定額 (飲食を伴う事業については、その収入充当額も記載 例：参加者負担や他団体補助)	出演者謝礼：50,000円 プログラム作成：30,000円 会館使用料他：20,000円
9 その他	

## 令和3年度 収入・支出予算(案)

## 1 収入の部

科目	前年度予算額 (A)	予算額 (B)	差引 (B-A)	説明
前年度繰越金	323,643	163,826	▲ 159,817	
札幌市 補助金	1,100,000	1,050,000	▲ 50,000	まちづくり活動助成金
菊水町内会連絡協議会・日赤特別助成金	40,000	40,000	0	市補助金対象外経費に対応
負担金	86,000	11,000	▲ 75,000	パソコン教室
雑収入	7	4	▲ 3	預金利息
合計	1,549,650	1,264,830	▲ 284,820	

## 2 支出の部

科目	前年度予算額 (A)	予算額 (B)	差引 (B-A)	説明
会議費	50,000	90,000	40,000	総会、役員会等
事業費	1,319,000	1,011,000	▲ 308,000	
総務企画事業	334,000	133,000	▲ 201,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌の発行 0</li> <li>・ 菊水地区ホームページの運営 118,000</li> <li>・ パソコン教室 15,000 (負担金 11,000円)</li> <li>・ パークゴルフ大会 0 (負担金 0円)</li> </ul>
安全安心事業	285,000	116,000	▲ 169,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青色回転灯パトロールの実施 90,000</li> <li>・ 地域が一体となった見守り活動の支援 26,000</li> <li>・ 防災訓練の実施 0</li> <li>・ 安全・安心まちづくり総決起集会の開催 0</li> </ul>
福祉事業	460,000	380,000	▲ 80,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お年寄りと子どもの交流会 160,000</li> <li>・ 菊水地区雪中運動会 70,000</li> <li>・ 子育てサロンの充実 150,000</li> <li>・ ドッチボール大会 0</li> </ul>
環境文化事業	240,000	382,000	142,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の環境美化の推進 47,000</li> <li>・ 花で飾ろう運動 235,000</li> <li>・ 菊水ふれあい音楽祭 100,000</li> <li>・ 百人一首 0</li> </ul>
予備費	180,650	163,830	▲ 16,820	
合計	1,549,650	1,264,830	▲ 284,820	

## 菊水地区まちづくりネットワーク会議役員（案）

役職名	氏名	住所	電話番号	備考
会長	木村 誠 恭	菊水3条3丁目1-3	841-1626	
副会長	井上 輝 信	菊水8条4丁目1-1-411	303-6623	
理事	本田 忠 男	菊水3条2丁目5-10	811-4390	
理事	小笠原 征治	菊水9条2丁目5-7	811-7214	
理事	蠣崎 三 憲	菊水上町2条3丁目52-303	842-1401	
理事	瀬戸 雅 彦	菊水6条3丁目4-28	831-5511	北海道情報専門学校 教務部長
理事	菱 直 幸	菊水6条3丁目2-51	831-6171	幌東中学校教頭
理事	大久保 由喜	菊水8条2丁目3-24	822-2257	
理事	加藤 幸 子	菊水3条1丁目1-17	812-1839	
理事	小坂谷 順子	菊水6条4丁目2-14	818-3356	
理事	宮野多加子	菊水上町2条2丁目52-407	822-8954	
理事	津 川 潤	菊水7条3丁目2-17	811-0541	
理事	和田 善 昭	菊水1条1丁目2-8	080-5595-0764	総務部長兼務
理事	永井 孝 一	菊水9条1丁目1-28	815-3465	事業部長兼務
監事	盛 永 正	菊水1条4丁目2-27	813-2967	
監事	松本 英 利	菊水5条1丁目7-1	811-2348	

令和3年度

事業計画実施予定

菊水地区まちづくりネットワーク会議

上段の数字は昨年の実績

事業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
定期総会		5/27											
役員会								11/7					
ホームページ運営													一部更新
パソコン教室													中止
青色パトロール													随時
見守り活動支援												3/21	
お年寄りと子どもの ふれあい交流会						9/21							
菊水地区「雪中運動会」													中止
子育てサロン							9/8	10/13	11/10				一部中止
地域環境美化の推進（一斉清掃）	4/			7/			10/						
花で飾ろう運動		5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/					
菊水ふれあい音楽祭													中止

# 「菊水地区まちづくりネットワーク会議」会則

平成 19 年 3 月 6 日 制 定

平成 23 年 6 月 20 日 一部改正

## (名称)

第 1 条 この会議は、菊水地区まちづくりネットワーク会議（以下「会議」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 この会議は、菊水地区のまちづくりの良き取り組みを継続しながら、子どもから大人までが安心して暮らせるまち、明るく子育てができるまち、住んでいる喜びを実感できるまちを目指し、住民自治の精神を大切にしながら地域内はもとより地域外の住民、団体とも連携しながら、自らが率先してまちづくりを行うことを目的とする。

## (構成委員)

第 3 条 この会議は菊水地区町内会連絡協議会の区域を基本として、前条の目的に賛同する団体等の代表する者をもって構成し、菊水町内会連絡協議会会長が委嘱する。

## (事業)

第 4 条 この会議は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会議の総務・企画に関すること
- (2) 地域の安全安心の実践に関すること
- (3) 地域の福祉充実に関すること
- (4) 地域の環境美化・文化活動に関すること
- (5) 地域団体への情報活用に関すること

## (役員)

第 5 条 この会議には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事業部長 4 名  
(総務企画部長、安全安心部長、福祉部長、環境文化部長)
- (5) 監 査 2 名

2 前項の役員は、構成委員の中から総会において選出する。

## (役員の職務)

第 6 条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、この会議を代表し会議を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときに職務を代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長を補佐する。



- (4) 事業部長は、担当する事業の執行の責任にあたる。
- (5) 会議の会計は、総務企画部長が担当する。
- (6) 監査は、会議の会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会で補選し当該役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(会議・事業会議)

第8条 本会議の会議は、総会、役員会、運営会議及び事業会議とする。

- 2 総会、役員会及び運営会議は会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は年1回開催し、その他の会議は必要に応じて開催する。
- 4 会長は、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 5 運営会議の構成は、会長、副会長及び各事業部長とする。
- 6 事業会議は、必要のつど各事業部長が招集する。
- 7 会議は過半数の出席をもって成立し、その議決は多数決とする。

(顧問及び相談役)

第9条 本会議に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて会議に出席し意見を述べるすることができる。

(行政機関等の支援)

第10条 行政機関等は、会議の要請によりこの事業会議等に出席し、指導及び助言を行なうことができる。

(予算)

第11条 この会議の収入予算は、交付金、助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 この会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。但し、初年度については、この会議の発足日より翌年3月31日とする。

第13条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、役員会において定める。

附則

- 1 本会則は、平成19年3月6日から施行する。
- 2 本会則は、平成23年6月20日から施行する。